



山形県公報

平成25年11月5日(火)
第2493号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 地域森林計画の変更の案の縦覧……………(森林課)…1189
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課)…同
- 県道の供用の開始……………(同)…1190
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課)…同
- 県道の供用の開始……………(同)…同
- 公共測量の実施の通知……………(用地課)…1191
- 山形県文化財保護事業費補助金交付規程の一部を改正する規程……………(教育庁)…同

## 告 示

### 山形県告示第995号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により地域森林計画を変更するため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成25年11月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 森林計画区の名称

- (1) 最上村山森林計画区
- (2) 置賜森林計画区
- (3) 庄内森林計画区

#### 2 地域森林計画の変更の案の縦覧の場所及び期間

- (1) 場所 農林水産部森林課及び1の森林計画区を所管する総合支庁の産業経済部森林整備課
- (2) 期間 平成25年11月5日から同年12月4日まで

#### 3 その他

1の森林計画区に係る地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

### 山形県告示第996号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成25年11月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成25年11月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 道路の種類 県道

#### 2 路線名 山形山辺線

#### 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員     | 延長      |
|------------------|---|------|-----------|---------|
| 山形市江南三丁目2番1から    |   | 旧    | 139.0メートル | 278メートル |
| 同 西江俣67番3まで      |   |      | 30.0      |         |
| 山形市江南三丁目600番13から |   | 新    | 56.0メートル  | 同上      |
| 同 西江俣67番3まで      |   |      | 21.0      |         |

## 山形県告示第997号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成25年11月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成25年11月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 路線名 山形山辺線
- 供用開始の区間 山形市江南三丁目600番13から  
同 西江俣67番3まで
- 供用開始の期日 平成25年11月5日

## 山形県告示第998号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年11月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成25年11月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道
- 路線名 酒田松山線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員     | 延長        |
|------------------|---|------|-----------|-----------|
| 酒田市大町字大野404番から   |   | 旧    | 27.0メートル  | 151メートル   |
| 同 上まで            |   |      | 24.4      |           |
| 酒田市大野新田字高野場91番から |   | 旧    | 47.4メートル  | 1,038メートル |
| 同 字村南436番地先まで    |   |      | 31.8      |           |
| 同                | 上 | 新    | 47.4メートル  | 同上        |
|                  |   |      | 31.8      |           |
| 同                | 上 | 新    | 100.4メートル | 890メートル   |
|                  |   |      | 36.8      |           |

## 山形県告示第999号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年11月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成25年11月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 路線名 酒田松山線
- 供用開始の区間 酒田市大野新田字高野場91番から  
同 字村南436番地先まで
- 供用開始の期日 平成25年11月5日

**山形県告示第1000号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年11月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
鶴岡市水沢地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成25年10月23日から同年12月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第1001号**

山形県文化財保護事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年11月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県文化財保護事業費補助金交付規程の一部を改正する規程**

山形県文化財保護事業費補助金交付規程（昭和51年4月県告示第533号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「10分の5」を「10分の5（災害に起因する事業であつて知事が必要と認めるものに要する経費にあつては、10分の7）」に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行し、平成25年7月18日以後に発生した災害について適用する。

平成25年11月5日印刷  
平成25年11月5日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056